

●規程改正の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程」の一部改正について																				
内 容	<p>1 山梨県立中央病院が徴収する駐車場使用料について所要の改正を行う。</p> <p>(1)経緯</p> <p>近年の人件費及び物価の高騰の影響を受け、立体駐車場の管理運営に支障が生じる恐れがある。また、一部職員による無断駐車等により、来院患者スペースが十分確保させていない。</p> <p>このため、立体駐車場の管理運営を適正に行い、患者サービスの向上を図る必要がある。</p> <p>(2)駐車場使用料について(第8条)</p> <p>(改正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の 40 分は無料 ・以後 30 分ごと 100 円 <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="384 943 871 1126"> <tbody> <tr> <td>・最初の 60 分</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>・60 分～6 時間まで</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>・以降 30 分ごと</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>・一日最大</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)使用料の不徴収(第9条)</p> <p>院長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、使用料を徴収しない。</p> <p>別紙 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場規程新旧対照表のとおり</p> <p>(4)年間収入予測</p> <table border="1" data-bbox="328 1512 1430 1709"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収入[万円]</th> <th>委託料[万円]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>1, 270</td> <td>1, 676</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>1, 345</td> <td>1, 676</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>5, 700</td> <td>2, 530</td> </tr> </tbody> </table>	・最初の 60 分	無料	・60 分～6 時間まで	100 円	・以降 30 分ごと	100 円	・一日最大	1,000 円	年度	収入[万円]	委託料[万円]	R6	1, 270	1, 676	R7	1, 345	1, 676	R8	5, 700	2, 530
・最初の 60 分	無料																				
・60 分～6 時間まで	100 円																				
・以降 30 分ごと	100 円																				
・一日最大	1,000 円																				
年度	収入[万円]	委託料[万円]																			
R6	1, 270	1, 676																			
R7	1, 345	1, 676																			
R8	5, 700	2, 530																			
行期日	1、令和8年7月1日から施行する。																				

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程 新旧対照表

新	旧												
<p>(使用料) 第8条 使用料は、次のとおりとする。ただし、職員駐車場の利用は、駐車定期券によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般駐車場</th> <th style="text-align: center;">職員駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から60分までは無料。 ・60分を超え6時間まで、100円、 ・その以降30分ごと100円。 ・1日最大1,000円 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月 </td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		一般駐車場	職員駐車場	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から60分までは無料。 ・60分を超え6時間まで、100円、 ・その以降30分ごと100円。 ・1日最大1,000円 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない 	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月 	<p>(使用料) 第8条 使用料は、次のとおりとする。ただし、職員駐車場の利用は、駐車定期券によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般駐車場</th> <th style="text-align: center;">職員駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から40分までは無料。 ・40分を超える場合は、その超える時間が30分までごとに100円。 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月 </td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		一般駐車場	職員駐車場	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から40分までは無料。 ・40分を超える場合は、その超える時間が30分までごとに100円。 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない 	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月
使用区分													
一般駐車場	職員駐車場												
<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から60分までは無料。 ・60分を超え6時間まで、100円、 ・その以降30分ごと100円。 ・1日最大1,000円 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない 	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月 												
使用区分													
一般駐車場	職員駐車場												
<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始から40分までは無料。 ・40分を超える場合は、その超える時間が30分までごとに100円。 ・第9条に定める場合は、使用料を徴収しない 	<p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり2,000円/月 												

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院駐車場管理規程 新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の不徴収)</p> <p>第9条 院長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合において、使用料を聴取しない。</p> <p>一 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>二 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、山梨県療育手帳制度実施要綱(昭和49年山梨県要綱)に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が来院するための自動車</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、院長が必要と認める範囲内で、使用料徴収しないことができる。</p>	<p>(使用料の不徴収)</p> <p>第9条 院長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合において、使用料を聴取しない。</p> <p>一 診療等を受ける者(診療を受ける者を送迎した者を含む)自動車</p> <p>二 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>三 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため使用する自動車</p> <p>四 本院の医療従事者等がオンコールにより当院するための自動車</p> <p>五 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、山梨県療育手帳制度実施要綱(昭和49年山梨県要綱)に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が来院するための自動車</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、院長が定める自動車</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、院長が必要と認める範囲内で、使用料徴収しないことができる。</p>